

2026 年度(第 24 回)ドコモ市民活動団体助成事業

子ども分野 募集要項

—よりよい未来のために頑張る仲間を応援します—

1. 助成対象活動等

(1) 活動テーマ1:子どもの健全な育成を支援する活動

活動内容	
①	不登校・ひきこもりの子どもや保護者に対する精神的・物理的な支援、復学・社会的自立を支援する活動(フリースクール、カウンセリングなど)
②	児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)、性暴力などの被害児童・生徒や社会的養護を必要とする子どもの支援及び虐待防止啓発活動
③	非行や犯罪から子どもを守り、立ち直りを支援する活動
④	子どもの居場所づくり(安心・安全な居場所の提供、子どもの不安や悩みに対する相談活動など)
⑤	障がい(身体障がい・発達障がいなど)のある子どもや難病の子どもを支援する活動(療育活動、保護者のピアサポート活動など)
⑥	マイノリティ(外国にルーツを持つ、LGBTなど)の子どもを支援する活動
⑦	地震・台風などの自然災害で被災した子どもを支援する活動
⑧	上記①～⑦以外で「子どもの健全な育成」を目的とした活動

(2) 活動テーマ2:経済的困難を抱える子どもを支援する活動

活動内容	
①	学習支援活動:放課後学習サポート、訪問学習支援、学習能力に合わせた個別ケア など
②	生活支援活動:子育てサロン、子ども食堂、ヤングケアラーやシングルマザーへの支援、フードバンク、居場所の提供 など
③	就労支援活動:職業体験、社会的養護退所者の就労支援など
④	上記①～③以外で「経済的困難を抱える子どもの支援」を目的とした活動

2. 助成金額

助成総額:3,200 万円(上限)

(1) 活動テーマ1:子どもの健全な育成を支援する活動

1 団体あたり上限 80 万円までの応募を可能とし、施策内容などを審査のうえ決定します。

なお、昨年度採択された団体からの応募については、1 団体あたり上限 110 万円までの応募を可能とします。

(2) 活動テーマ2:経済的困難を抱える子どもを支援する活動

1 団体あたり上限 110 万円までの応募を可能とし、施策内容などを審査のうえ決定します。

3. 助成対象団体

- (1) 日本国内に活動拠点を有する民間の非営利活動団体とし、活動実績が2年以上であること。

なお、法人格のある団体の活動実績については、法人格取得前の任意団体の期間を含みます。

(基準日:2026年3月1日)

また、複数の団体が連携した協働事業の場合は、代表申請団体が上記の要件を満たしていることを条件とします。

- (2) 任意団体については、5人以上のメンバーで構成され、ホームページ、SNS(ブログ、フェイスブック等)による活動情報の発信や団体情報の開示を行っている団体。

また、会則、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算・決算書が整備されており、応募団体が活動する地域の中間支援組織(NPO 支援センターやボランティアセンターなどの活動支援団体)からの推薦があることを条件とします。

※1 反社会的勢力とは一切関わっていないこと、また、活動内容が政治、宗教、思想に偏っていないことを要件とします。

※2 1団体1申請に限ります。

4. 助成対象期間

2026年9月1日～2027年8月31日の期間に実施する1年間の活動を対象とします。

5. 継続助成について

最長3年間の継続的な助成を可能としますが、年度ごとの申請が必要です。前年度の助成期間(9月～2月末)の活動で得られた受益者等の変化や反省点等を踏まえた新たなニーズや課題に対応した目標が設定され、活動の進化が期待できる内容となっているか等について、書類審査等で確認し選考委員会において決定します。

6. 助成対象となる経費

助成対象事業に必要な次の経費

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1)人件費 | 活動に対する常勤スタッフ・アルバイト等への賃金 |
| (2)謝礼金 | 外部から招聘した講師への礼金 |
| (3)旅費交通費 | 宿泊費、公共交通機関、有料道路料金 |
| (4)物品購入費 | 備品(椅子、棚、道具)、電子機器類 など |
| (5)消耗品費 | 文房具、燃料費 など |
| (6)会場費 | イベント会場などの借料 |
| (7)資料購入費 | 書籍、文献などの購入費 |
| (8)印刷費 | 検討資料、配布資料、報告書などの印刷費 |
| (9)通信運搬費 | 郵便料金、宅配費など |
| (10)業務委託費 | 専門家によるアドバイス、調査 など |
| (11)その他 | 上記項目に該当しない必要経費 |

※自治体の補助金や他団体等の助成金を活用する事業でも応募できます。なお、申請書への記載にあたっては、資金提供元、事業名、助成額等を予算書収入欄の「その他資金」(内訳)に記入してください。ただし、同一の費用を重複して計上することはできません。

(注) 以下の支出は、助成対象外とします。

- ・助成決定金額の 50%を超える人件費
- ・助成決定金額の 30%を超える物品購入費(デジタルカメラ、パソコン、タブレット など)
- ・通常の団体運営に関する経費(事務所家賃、光熱水費、定期刊行物発行経費 など)
- ・1回のイベント等で終了する活動経費
- ・電話料、プロバイダー料等の情報通信に関する経費
- ・助成対象事業から得られる収入(講師謝礼など)の他事業への充当
- ・当該団体の関連団体(団体構成員が役員等を兼務あるいは資本関係のある団体など)への委託
- ・自団体が支払い先となるような支出、その他MCFが不相当と判断した経費

7. 助成金額の増額・減額査定

審査の結果、申請額を増額または減額査定して助成金額を決定する場合があります。

8. 助成金の支払及び領収書の提出

助成金の支払いは2026年8月末を予定しています。

9. 助成金額の使途変更

申請した支出経費以外への流用は、原則認めません。やむを得ない事情で変更する場合は、助成決定通知の際に送付する「事務処理マニュアル」に従ってください。

10. 応募受付期間

2026年2月17日(火)～3月31日(火) 17時 厳守

11. 応募方法

MCFホームページから対象の申請書(Excel ファイル)をダウンロードし、必要事項を記入のうえ【ドコモ市民活動団体助成事業申請フォーム】から申請してください。

申請後、受領メールが届きましたら、申請の受理が完了となります。万が一、受領メールが届かない場合は、お手数ですがMCF事務局までご連絡ください。

なお、「申請書」の作成にあたっては、「募集要項」及び「記入の手引き」「記入例」をご確認ください。特に「記入の手引き」では、審査に影響する具体的な留意事項(現状・ニーズ、目標設定、活動計画、予算書等)を記載しておりますので、十分にご確認いただき、適切に記入してください。

12. 個人情報の取り扱いについて

申請書にご記入いただいた個人情報(代表者・連絡責任者氏名、住所、連絡先電話番号、Eメールアドレス等)につきましては、MCFホームページに記載する個人情報保護方針に基づき、厳正に管理し、次の目的に限定のうえ利用します。

- (1) 選考手続きのための選考委員等への提供
- (2) 選考結果の通知及び諸手続きの連絡
- (3) 助成決定の公表(MCFホームページへの掲載)
- (4) MCF内の管理業務
- (5) MCF主催事業の案内

13. 選考方法

外部有識者等で構成される選考委員会において選考を行い決定します。なお、選考過程において、MCF事務局より申請内容等について、追加資料の提出、オンラインによるヒアリング（Zoom）をお願いする場合があります。

14. 選考のポイント

(1) 団体の理念（ビジョン）と社会的役割（ミッション）の提示

団体が考える子どもを取りまく望ましい社会の姿（ビジョン）や団体のめざす社会的な役割（ミッション）、そして、それを実現するための団体の理想的な活動基盤が分かりやすく示されているか。

(2) 子どもを取りまく現状と課題の理解

活動対象地域における、子どもを取り巻く課題と現状・ニーズが可能な限り定量的に捉えられているか。また、団体が抱える課題に対する認識は的確か。

(3) 目標（活動目標及び成果目標）並びに成果の測定手法の設定

上記(1)及び(2)を踏まえ、今後、年間で実施すべき活動が示されているか。その上で、受益対象者や団体の変化・向上のため、1年間の活動目標とその成果目標がそれぞれ明確に設定されているか。あわせて、活動の成果（アウトカム）を可能な限り定量的に測定するための適切な手法の提案があるか。

(4) 現実的かつ具体的な計画性

上記(1)～(3)を踏まえ、外部ネットワークの活用等を含め、1年間で実施する現実的かつ具体的な計画が立てられているか。また、申請予算が計画と整合し、適正かつ妥当性・効率性のある金額となっているか。

(5) 積極的な情報発信及び活動の継続性と普及・拡大の工夫

受け手を意識した積極的かつ効果の高い情報発信の方法が具体的に提案されているか。また、助成期間終了後も活動の継続性が見込めるか。他地域への水平展開、他団体への提案、アドバイス等を含め、活動の中で得られた知見・ノウハウを普及・拡大させる工夫があるか。

15. 選考結果の発表

2026年8月中旬（予定）までに全応募団体に書面にて通知いたします。その後、8月下旬（予定）にはMCFのホームページで採択団体を発表いたします。また、別途、助成決定団体へ助成金贈呈書の授与を予定しております。

16. 採択決定後の手続き等

採択が決定した団体は、以下の4項目について実施いただくことを条件とします。

(1) 活動紹介

団体名、活動の名称、助成金額、助成対象活動の内容、贈呈書授与時の写真などをMCFホームページで紹介します。

(2) 定期的な情報発信

申請事業の活動状況についてホームページ、SNSによる定期的な情報発信を実施していただきます。

(3) 「目標設定シート」、「活動成果報告書」等の提出について

助成期間中（2026年9月1日～2027年8月31日）の活動状況について、所定の様式により、①目標設定シート、②四半期ごとの経過報告（「計画管理シート、振り返りシート」）、③「活動成果報告書・成果測定報告書」を提出していただきます。

(4) 中間報告会等への参加について

助成期間中は、以下の報告会および勉強会をオンライン開催いたします。

項目	時期	内容
中間報告会	27年3月上旬	助成団体による半年間の活動報告、有識者による講義を実施します。
信頼性のためのガバナンス講座	26年10月下旬 (動画配信)	信頼性を高めながら安定的な組織運営をめざすガバナンスをテーマにした講座を実施します。 講師:公益財団法人日本非営利組織評価センター(JCNE)

※具体的な実施日程が決まり次第、事前に周知します。

17. その他

- (1) 提出された申請書は返還しません。また、本募集要項に基づき、申請内容に違反等が認められた場合、助成金支払いの中止や返還を求める場合があります。
- (2) 助成金の支払中止又は返還によって生じた不利益について、MCFは一切の責任を負いません。

【申請・お問い合わせ先】

当団体では、テレワークを積極的に推進しておりますので、お問い合わせは、以下のフォームからお願いします。

■申請・お問い合わせフォーム

URL: <https://www.mcfund.or.jp/jyosei/contact.html>

スマートフォン/タブレットからのお問い合わせ (QRコード)



【事務局】

NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(MCF)

〒100-6150 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー41F